

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 7 年 7 月、8 月、9 月及び 10 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 28 日

岐阜県監査委員	澄 川 寿 之
岐阜県監査委員	安 井 忠
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

# 財務監査及び行政監査の結果

令和7年11月28日

## 1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査  
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

## 2 監査の対象

### (1) 対象年度

原則として、令和6年度を対象とした。

### (2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、26 機関
教育委員会	98 機関のうち、20 機関
公安委員会	59 機関のうち、5 機関
その他（上記以外）	13 機関のうち、1 機関
	計 382 機関のうち、52 機関（表1参照）

## 3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

## 4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

## 5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり17機関において9件の指摘事項及び13件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査実施日	実施方法	監査結果件数			予備監査実施日（方法）
					指摘	指導	検討	
1	危機管理部	防災課	8月5日	実地	—	1	—	7月4日（実地）
2	健康福祉部	精神保健福祉センター	10月31日	書面	—	—	—	8月4日（書面）
3		知的障害者更生相談所	10月31日	書面	—	—	—	8月4日（書面）
4		発達障害者支援センター	10月31日	書面	—	—	—	8月4日（書面）
5		中央子ども相談センター	10月31日	書面	1	—	—	8月4日（書面）
6	子ども・女性部	西濃子ども相談センター	10月31日	書面	—	—	—	8月4日（書面）
7		中濃子ども相談センター	10月7日	実地	—	—	—	6月9日（実地）
8		飛驒子ども相談センター	10月22日	実地	—	—	—	8月25日（実地）
9		女性相談支援センター	10月31日	書面	—	—	—	8月4日（書面）
10	観光文化部	地域スポーツ課	8月22日	書面	—	—	—	7月7日（書面）
11	ポート部	美術館	9月26日	書面	—	1	—	6月10日（書面）

12	農政部	可茂農林事務所	9月12日	実地	—	2	—	6月24~25日(実地)
13		恵那農林事務所	10月30日	実地	—	—	—	9月3~4日(実地)
14		農業技術センター	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
15		畜産研究所	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
16		水産研究所	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
17		病害虫防除所	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
18	林政部	森林文化アカデミー	10月31日	書面	—	1	—	8月4日(書面)
19	県土整備部	道路維持課	8月8日	実地	—	—	—	7月9日(実地)
20		高山土木事務所	10月31日	書面	1	—	—	8月28~29日(実地)
21		古川土木事務所	10月31日	書面	—	—	—	8月25~26日(実地)
22		宮川上流河川開発工事事務所	10月31日	書面	—	—	—	8月28日(実地)
23	都市建築部	水道企業課	7月25日	実地	—	—	—	6月30日(実地)
24		飛驒建築事務所	10月31日	書面	—	—	—	8月28日(実地)
25		東部広域水道事務所	7月11日	実地	—	—	—	6月2~3日(実地)
26	県事務所	恵那県事務所	10月30日	実地	1	—	—	8月26日(実地)
27	教育委員会	岐阜教育事務所	10月31日	書面	1	—	—	8月25日(実地)
28		岐南工業高等学校	10月31日	書面	1	—	—	8月4日(書面)
29		各務原西高等学校	9月26日	書面	1	2	—	6月24日(実地)
30		岐阜各務野高等学校	10月31日	書面	1	—	—	8月4日(書面)
31		山県高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
32		大垣東高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月25日(実地)
33		大垣工業高等学校	10月31日	書面	—	1	—	8月4日(書面)
34		海津明誠高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月29日(実地)
35		郡上高等学校	10月31日	書面	—	1	—	8月4日(書面)
36		関高等学校	10月31日	書面	1	—	—	8月4日(書面)
37		加茂農林高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
38		東濃高等学校	10月7日	実地	—	—	—	8月5日(書面)
39		東濃実業高等学校	10月31日	書面	1	2	—	8月4日(書面)
40		可児高等学校	10月7日	実地	—	—	—	8月5日(書面)
41		恵那高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
42		斐太高等学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
43		長良特別支援学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
44		大垣特別支援学校	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
45		関特別支援学校	10月31日	書面	—	1	—	8月4日(書面)
46		可茂特別支援学校	10月7日	実地	—	—	—	6月16日(実地)
47	公安委員会	海津警察署	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
48		加茂警察署	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
49		下呂警察署	10月31日	書面	—	1	—	8月4日(書面)
50		高山警察署	10月22日	実地	—	—	—	8月5日(書面)
51		飛驒警察署	10月31日	書面	—	—	—	8月4日(書面)
52	その他	選挙管理委員会恵那地方事務局	10月30日	実地	—	—	—	8月26日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数： 17 機関			9 件	13 件	0 件		

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2（指摘事項等の内容）

機関名	区分	内容
防災課	指導事項	岐阜県震度情報ネットワークシステムサーバ更新等工事に係る契約事務において、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」等に基づき、暴力団等から不当介入を受けた場合の警察への通報義務を特記仕様書等に記載していなかったので、今後は適正に処理されたい。
中央子ども相談センター	指摘事項	公務中にノート型パソコン(取得価格105,323円)を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料311,245円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
美術館	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を1,499,490円として物品登録すべきところ、納車費用6,050円及び登録番号標1,460円を含めた1,507,000円で物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
可茂農林事務所	指導事項	県営ため池等整備事業東山大白地区 東山大白ため池工事ほか5件に係る入札事務において、建設工事入札参加資格委員会可茂農林事務所部会要領に定める議事要旨が作成されていなかったので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、購入した公用車の取得価格を3,188,350円として物品登録すべきところ、検査登録手続代行費用23,650円及び納車費用11,000円を含めた3,223,000円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
森林文化アカデミー	指導事項	総合演習の授業中、学生がバックホウ（重機）のアームを上げたまま運転したことにより、森林研究所駐車場の外灯の電線を切断させた1件の毀損事故について、修繕料66,000円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
高山土木事務所	指摘事項	県の行う建設事業における市町村負担金の収入事務において、特別な理由がないにもかかわらず、納入通知書の発付が遅延し、調定日から最大で1ヶ月以上経過した後に収納されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
恵那県事務所	指摘事項	恵那総合庁舎エレベーター設備保守点検業務委託に係る支出事務において、仕様書に基づき毎月のリモート点検報告書の提出を受け、各月の業務完了時に業務完了届を受理し、検査を行って委託料を支払うべきところ、同報告書が遅延しており、提出がされていない状況において、支出の原因を確認することなく検査を行い、委託料を支払っているものが散見されたので、今後は適正に処理されたい。
岐阜教育事務所	指摘事項	通勤手当の過年度戻入事務において、認定日に行うべき調定（1件100,380円）が7か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。
岐南工業高等学校	指摘事項	校舎の屋上に設置していた県所有の室外機のパネルが強風により外れて落下したことにより、駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として1,023,792円の費用負担が発生していたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。

各務原西高等学校	指摘事項	各務原西高ゼミナール棟空調設備更新工事に係る契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 契約保証金の納付の免除に係る決裁が契約締結後に行われていた。 2 契約保証金の納付の免除要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を免除していた。
	指導事項	各務原西高等学校防球ネット改修工事設計委託に係る契約事務において、指名競争入札に係る予定価格の算定に当たり、標準貫入試験費の単価の適用を誤ったことにより、設計金額を2,524,500円とすべきところ、誤って2,740,100円としていた。契約金額は適正に算定した場合の予定価格を下回っていたものの、予定価格が過大なものとなっていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の処分事務において、不用決定に必要な手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
岐阜各務野高等学校	指摘事項	ソフトウェアライセンスの購入契約において、現行ライセンスの有効期間満了後に契約を締結し、満了日に遡及してライセンスを取得していたので、今後は適正に処理されたい。
大垣工業高等学校	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
郡上高等学校	指導事項	生産物売払いの収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 督促を行うに当たり、私法上の債権であるにもかかわらず、岐阜県会計規則に定める公法上の債権に関する様式を使用していた。 2 上記1に係る債権管理事務において、誤って指定納期限を再度設定したうえで2回目の督促を行っていた。
関高等学校	指摘事項	生徒が校舎の窓を閉めようとした際、当該窓の障子が落下したことにより、直下の駐車場に駐車中の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として2,087,450円の費用負担が発生するとともに、修繕料350,900円が支払われていたので、施設管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
東濃実業高等学校	指摘事項	ほっとプレイス県産材木質備品の購入に係る契約事務において、同業他者からの調達可能性について十分な検討をしないまま、随意契約を締結するに当たり事前決裁時に必要とされる「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」により、特定の者以外の者が供給することができないものとして一者随意契約を締結していたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	不用品の売払代金に係る収入事務において、収入科目を（款）財産収入とすべきところ、（款）諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、購入した県産材の椅子、テーブル等の備品の取得価格について、備品代金と諸経費（発送・組立・搬入・設置）が判然としているにもかかわらず、諸経費を含めて物品登録をしていたので、速やかに措置するとともに、今後

		は適正に処理されたい。
関特別支援学校	指導事項	行政財産の目的外使用許可に係る体育館の使用料の収入事務において、収入科目を（款）使用料及び手数料とすべきところ（款）諸収入としていたので、今後は適正に処理されたい。
下呂警察署	指導事項	現物実査実施要領に基づく令和6年度の現物実査において、現物と物品帳簿との差異の確認が不十分であったため、現物実査結果報告書により実査担当者から出納員への報告が行われないまま、出納員から所属長に不突合がないものとして報告されていたので、今後は適正に処理されたい。